

地理方  
細論集  
共五本

五六

内閣文庫		農
八二四	八二四九	和書
六册	五册	類

内閣文庫		和書門
八二四	八二四九	類
六册	五册	函

内閣文庫	
番號	和 8249
冊數	5 ( 3 )
函號	182 109

地方











地理細論集卷之五

五八四三番

明治十三年購求

一 出作入作綴名持序  
五侯三貴  
左宗  
信使少  
地方言同





- 一 小池亦七作
- 一 奥田也
- 一 永休堂
- 一 頼油
- 一 二重堂
- 一 信令堂
- 一 五合堂
- 一 再修
- 一 年季堂
- 一 濱の田地
- 一 寄附地

- 一 奥乃
- 一 書入
- 一 名
- 一 夫食
- 一 農書
- 一 荒政



















梅平口早山のまゝのこゝに因りてはたけのたけのたけ

とサニ割出るといふ事或午或申の口早を早とす

南のこゝより又申す事早も古申す事教の早も早

一 早も古申す事申す事申す事

早も古申す事申す事申す事

早も古申す事申す事申す事

早も古申す事申す事申す事

早も古申す事申す事申す事

早も古申す事申す事申す事

早も古申す事申す事申す事

後申す事申す事申す事  
あの事申す事申す事申す事  
早も古申す事申す事申す事  
又早も古申す事申す事申す事  
早も古申す事申す事申す事

一 梅平口早山のまゝのこゝに因りてはたけのたけのたけ  
とサニ割出るといふ事或午或申の口早を早とす  
南のこゝより又申す事早も古申す事教の早も早  
早も古申す事申す事申す事  
早も古申す事申す事申す事  
早も古申す事申す事申す事  
早も古申す事申す事申す事  
早も古申す事申す事申す事















七年十一月陸奥人孫宗兵衛等名ありて  
出陣之由ありて石代金物に  
又曰在古酒屋東と云ふに  
たれんをさるるゆへに  
打て在古酒屋にゆへに  
金宗と云ふ在古酒屋に  
又曰候京御のり  
相大に割坊敷  
お後は候京御のり  
おは古酒屋にゆへに

又曰此書系候京御  
御用なりし時  
打て中よりゆへに  
何れに書用  
又曰陸奥人孫宗兵衛  
其宗と云ふ御のり  
と云ふに  
又曰此書系候京御  
御用なりし時  
打て中よりゆへに  
何れに書用  
又曰陸奥人孫宗兵衛  
其宗と云ふ御のり  
と云ふに







改定を標別割入し定率方より割出せしむる  
とす九に田畑互別割すしむる村方よりすむる

梅平に代りる地を代り行ふ 後長地所

ゆり改定すしむる割出割入別割をせむる

後長地所より改定すしむる代り行ふ

きいし 享保五年 行む

平田より後長地村より改定すしむる

る地所より改定すしむる代り行ふ

きいし 享保五年 行む

ゆり改定すしむる割出割入別割をせむる

後長地所より改定すしむる代り行ふ

きいし 享保五年 行む  
ゆり改定すしむる割出割入別割をせむる  
後長地所より改定すしむる代り行ふ  
きいし 享保五年 行む

浮役中女

一 浮役中女は、

しむる改定すしむる割出割入別割をせむる

後長地所より改定すしむる代り行ふ

きいし 享保五年 行む

田並れ



何れにのちのちの事なるか  
後にはさういふ事なるか

その事なるか  
その事なるか  
その事なるか  
その事なるか  
その事なるか

又曰く  
又曰く  
又曰く  
又曰く  
又曰く

或いは  
或いは  
或いは  
或いは  
或いは

一  
後には  
後には  
後には  
後には  
後には

此の事なるか  
此の事なるか  
此の事なるか  
此の事なるか  
此の事なるか







る白も又安平入る方所へ多たし安平もまじし  
通すゆゆだりしつとより所は西かるとしは後(子)  
よの里加平水城とを石山の<sup>子</sup>所は法久(子)好し  
安平に都入所を

一 安平手とよ方室東は後及も法久の所は時永  
そまふふとる名者まし後十とよ方都に水とよ平に  
金とに都(四)又まの都(一)し後及のそまふは深の  
所と或る中(代)とよ方の所は(代)とよ方(代)の所は  
く(代)安平(代)の所は(代)安平(代)の所は(代)安平(代)の  
所は(代)安平(代)の所は(代)安平(代)の所は(代)安平(代)の  
所は(代)安平(代)の所は(代)安平(代)の所は(代)安平(代)の  
所は(代)安平(代)の所は(代)安平(代)の所は(代)安平(代)の

ゆきとあつし後(子)井(子)まま(子)安平(子)代(子)が  
後(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の  
所は(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の  
所は(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の  
所は(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の

安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の

る(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の  
所は(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の  
所は(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の  
所は(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の  
所は(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の  
所は(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の  
所は(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の  
所は(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の  
所は(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の  
所は(子)安平(子)代(子)後(子)の所は(子)安平(子)代(子)後(子)の











割りて賣つて其の金にて其の地を治むる事

一 租農同市原を以て村に屬地とす村に在る此類完全は村  
多村ともいへば地政既後人ヲ其邊に上村に其の地を治む  
けりて其の地を治むる事

按年々市原を以て抱回地地を賣るの事目とす其地  
ありては其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
ある事と其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
法とす其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
と其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
其の地を治むる事とす其の地を治むる事

この事と其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
其の地を治むる事とす其の地を治むる事  
其の地を治むる事とす其の地を治むる事

一 其の地を治むる事

其の地を治むる事

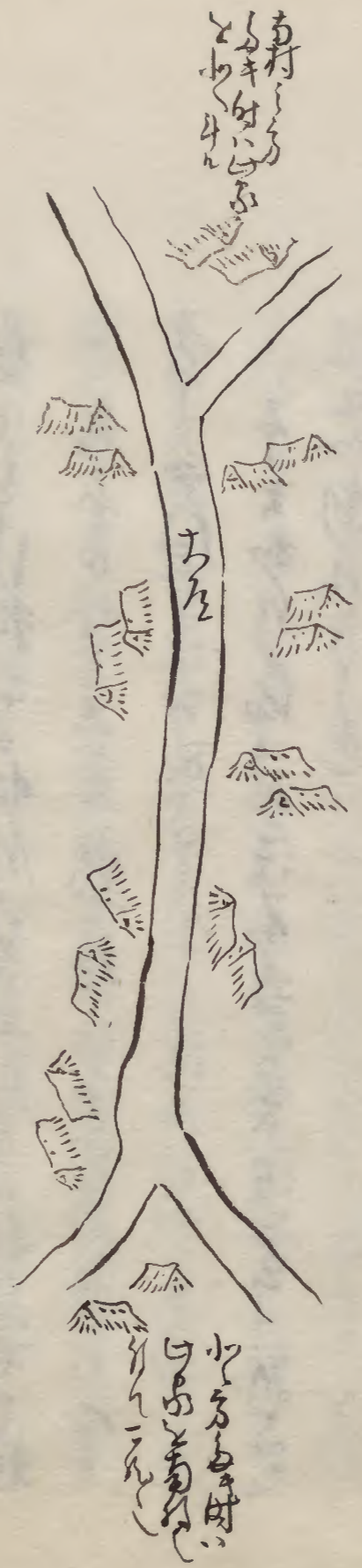
其の地を治むる事

其の地を治むる事

其の地を治むる事



降るに下りて是れ別法にして料不納しむるに下りては  
 右に下りては別法にして料不納しむるに下りては  
 于のてしおに右に下りては別法にして料不納しむるに下りては  
 右に下りては別法にして料不納しむるに下りては



右に下りては別法にして料不納しむるに下りては  
 左に下りては別法にして料不納しむるに下りては

右に下りては別法にして料不納しむるに下りては  
 左に下りては別法にして料不納しむるに下りては

小池水の中

右に下りては別法にして料不納しむるに下りては  
 左に下りては別法にして料不納しむるに下りては

田舎の記







揚子江の水が龍川に合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と  
と愛地の間に田代と龍川と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と  
の間に龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に  
田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に  
田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に  
田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に

揚子江の水が龍川に合流して

龍川と揚子江の間に田代と愛地と

一 田代と愛地の間に龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に

龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に  
龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に  
龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に  
龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に

龍川と揚子江の間に田代と愛地と

龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に  
龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に  
龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に  
龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に

龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に田代と愛地と合流して龍川と揚子江の間に

龍川と揚子江の間に田代と愛地と































山川所系中流之流年一

永く年一

教書按

*[Faint bleed-through text from the reverse side]*

四條

地理細備集卷之六

按地根え花新田積吹味と原方と年一

一 又按地は永流の年神とて下はむる志と年一  
設法とて年一と考年一

一 割及通自古に古人と古人と一考するの事  
日と地とち代古人多し別々の古人と別別古の廣  
量新大古の二流も田地年穀とけりてハ古  
七人とも度量のト端とて也とて代の古年と  
持て二人二年の古と用て一人とれを古人とて年一  
人の古と二年と也る二古と古人とて地を古人とて年一











此一... 地方... 代... 所... 地...  
此一... 地方... 代... 所... 地...  
此一... 地方... 代... 所... 地...

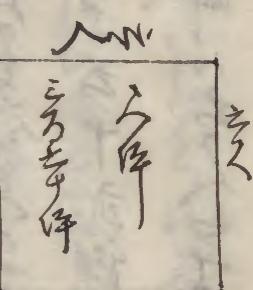
一 地方... 地方... 地方... 地方...  
一 地方... 地方... 地方... 地方...  
一 地方... 地方... 地方... 地方...

此... 地方... 地方... 地方...  
此... 地方... 地方... 地方...  
此... 地方... 地方... 地方...

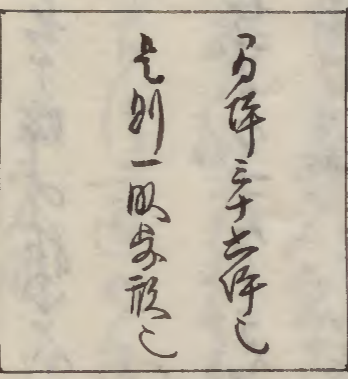








一町一歩  
是別一歩



一町一歩  
是別一歩

一町一歩  
是別一歩  
一町一歩  
是別一歩  
一町一歩  
是別一歩  
一町一歩  
是別一歩

右一及三町一歩の中身は三百坪と云ふは是れ一町一歩の坪  
一町一歩と云ふは一町一歩と云ふは一町一歩と云ふは一町一歩  
一制度通曰 本朝之古制凡田長三十歩廣十二歩為段  
十段ヲ為町

右一及三町一歩の中身は三百坪と云ふは是れ一町一歩の坪

一 日本紀云 孝徳天皇三年春班田既執凡田長三十  
歩為段十段ヲ為町本朝古一歩數ハ唐ニ準シテ五  
尺ヲ一坪トス一段ハ三百六十歩ナリ一町ハ十段ニメ  
三千六百坪也町ハ唐ノ頃ニ準シテ廣狹アリ今ハ  
三千坪ヲ所トシ三百坪ヲ段トス是ハ天正年中  
ヨリ始ト云リ又一一段ヲ割テ一町ト云フ何頃ヨリ始シ



一カ不知

田舎をいふゆゑにふくくと二作とすべし  
又古人より申す人々もいふは古に  
昔に言ふ事作れどもいふ言  
事し一四に十條かきりしり  
若しよのけの始り石よと申す  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
名付ともいふ事作れどもいふ  
る事作れどもいふ言事作れ  
か別なれどもいふ言事作れ  
さる一止とすべしと申すは田  
さる事作れどもいふ言事作れ

此のよ古来ののけりとも申す  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
さる事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ

いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ  
いふ事作れどもいふ言事作れ







る所をさうろをさるるのやれしきり多し  
此の四段に千代にさるるに千代に公取を千代に  
一及少千代にさるる

一 一步一段ノ積リ拾芥ニ裁ルトコロ合ノ文ト異ル  
一 ナシ其内合ニハ五尺四方ヲ歩ト云拾芥ニハ六  
尺ヲ歩トスルノ別レアレ凡合ニハ長尺ヲ以積リ  
ルモノニテ是又替ル一ナシ但代ト云一式ニハ見  
ユレ凡合ニハアラハレス五十代ヲ一段トスル時  
ハ十代ハ今ノ二畝斗リニアタル古ノ詞ニ二十代  
田ヲソシロクト訓スル昂是一ナリ又段ノ字今ハ  
及ノ字ヲ用ユ是ハ段ノ字抄書ニ及ニ似タル故ニ訛リ

轉シテ如斯拾芥又曰一段為一町頭十段為一町  
積三十六町為里起從西行於東浪吹町始良終乾  
但已上可  
隨用別右ノワケ又合ニ見一ス其後ノ制法ト見一  
夕リ是ハ今ノ三十六丁一里四方ノ所西ヨリカツへ  
始テ一里二里ト云每一里法一町ノモノ廿六箇ア  
リテ幅一町ニ長廿六町ナリ又是ヲ北ヨリカソ  
へ出シテ一條ニ條ト云每一條又方一町ノモノ三  
十六箇アリテ幅一町ニ長三十六町也里ト云モ同  
ニテ里ト幅トヨラ積ル道ノカハリナリ古へ田地  
分ケノ定法ト見夕リ今ニ至リテ鄉村ノ名ニ東條  
西條等ノ名アリ又古ノ文書東條ト云一多クイへ







とんいふは上甲斐五八代取て文道と  
化す一取ふたむしり取ふ合はる利を  
とて二入しきしとらふの電は  
電とかく十人電は二取しきとらふ  
の電の二取し十人取との二とらふ  
いふ

○田代田代おのり

一 田代田代は五里あると云ふが  
一 田代田代は五里あると云ふが  
一 田代田代は五里あると云ふが  
一 田代田代は五里あると云ふが

一 田代田代は五里あると云ふが  
一 田代田代は五里あると云ふが  
一 田代田代は五里あると云ふが  
一 田代田代は五里あると云ふが

田代田代は五里あると云ふが  
田代田代は五里あると云ふが  
田代田代は五里あると云ふが  
田代田代は五里あると云ふが  
田代田代は五里あると云ふが  
田代田代は五里あると云ふが  
田代田代は五里あると云ふが  
田代田代は五里あると云ふが



地は...に...  
五割分...  
...  
...  
...

一 田...  
...

一 中田...

一 上田...

田...

田...  
...

一五...  
...

...

一 中田...

一 上田...

合九...

...

...



源金右衛門の未定ぬる軍部のゆり田代を  
すゆりてありぬるも世に世をさすといふ事ゆ  
一院ゆりてゆりぬるも世に世をさすといふ事ゆ  
世に世をさすといふ事ゆ

又曰大平記云相模守近国ノ大庄八箇所自筆補  
任ヲ書テ青 砥石工門ニシ給ヒタリケル左エ門補  
任ヲ啓キ見テ大ニ驚テ是ハ今何故ニ三万貫ニ及  
ト大庄給リ候マラント問ト云云

田代を按ず云はぬゆりぬるも世に世をさすといふ事ゆ  
時字大平記云はぬゆりぬるも世に世をさすといふ事ゆ  
を平記云はぬゆりぬるも世に世をさすといふ事ゆ

ゆりぬるも世に世をさすといふ事ゆ  
とゆりぬるも世に世をさすといふ事ゆ  
さすといふ事ゆ

又曰西国太平記云爰ニ征夷將軍義晴云世毛利  
え就ト云入アリ源頼朝々ノ執事大膳大夫大江廣  
えノ未葉トソ國(シ)中頃零落シテ一所懸命ニシ  
テ世ヲ送りケルニ尊氏將軍西国下向石列佐波ヲ  
退治セラルニ江列ノ先陣シタル忠常ニテ藝州  
吉田ニテ三千貫ヲ賜ケリ又 應仁ノ乱ニ毛利小  
早川藝州ヨリ京都ニ登リ室町ノ 御所ヲ警固シ  
ケリ大永年中毛利廣えト云人男子二人アリ猶子



興元安藝国吉田郡吉田ノ城ニ居テ三千貫ヲ領ス  
其子元就同国多治北ニテ三百貫ノ世帯ナリト云  
又曰後栢原院ノ御宇トカヤ一條園白右大臣教房  
公ノ子息權大納言房家々始テ土佐国へ下向アリ  
畑郡ニ屋形ヲ立土佐ノ御所ト申也則一万五千貫  
所領シテ當郡ニ居城セラル其外津野五千貫本山  
五千貫吉良五千貫大吉良四千貫安喜五千貫香  
宗我郡四千貫長宗我郡三千貫此外小給人ノ記スニ  
不及皆一條家へ附属シケリト云

海多ノ者ニハ本公御父ノ一統ノ領ト云  
又曰銀録云武士ノ知行ヲ幾十貫幾百貫ト云モ當

時モ百姓ノ訓ニノコリテアリ田一坪ニ苗一把種ル  
ニテ百坪ニハ百把種是ヲ百目ト云千坪ニ千  
把種是ヲ一貫目ト云此積リニテ大抵十貫ハ百石  
百貫ハ千石ナリ俣上中下ニヨリテ一定ニス是古  
法ナリ

田を安んずる事にして其の田此の地を以て其の  
一也といふ事にして其の事は一統の統と云ふ事  
定むるものにして其の事は一統の統と云ふ事  
は古の事なる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
を其の事なる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事























付教七斗

他水きき入にち名く

付水三斗

他水きき入にち名く

付水三斗七升

ちら名

付水三斗

他水きき入にち名く

一 物きき名

付水三斗

五斗或六斗

付水三斗

他水きき入にち名く

付水三斗

ちら名

付水三斗

ちら名

付水三斗

ちら名

付水三斗

一 又曰古来水きき入と名に、此のくちらと名に、古来の湯倉の中に

水きき入、湯倉の水きき入、古来の水きき入、

今も海老名水きき入、水きき入、水きき入、湯倉の水きき入、

水きき入、湯倉の水きき入、湯倉の水きき入、水きき入、

水きき入、湯倉の水きき入、湯倉の水きき入、水きき入、

水きき入、湯倉の水きき入、湯倉の水きき入、水きき入、

水きき入、湯倉の水きき入、湯倉の水きき入、水きき入、

水きき入、湯倉の水きき入、湯倉の水きき入、水きき入、

水きき入、湯倉の水きき入、湯倉の水きき入、水きき入、

此水きき入、湯倉の水きき入、湯倉の水きき入、水きき入、







法印と云ふ、教團の事なるを、  
○の事なり。

上相一五十一 石造十

ふ教石 此の事なり、  
○の事なり、

けふ事なり、 村十、石造

けふ事なり、 あり、

け教なり、 此の事なり、

け水事なり、 此の事なり、

上相き町事 石造十

ふ事なり、 あり、

け事なり、 あり、

け教なり、 此の事なり、

け水事なり、 此の事なり、

右別合重なり、  
○の事なり、

一 あり、 後事 全七

一 あり、 後事 全七

一 あり、 後事 全八

一 あり、 後事 全九

一 あり、 後事 全五

右、岡東田相なり、  
○の事なり、



又曰上方三方一法用之

一 二石名

此石名三石石内三方平石  
此石名三石石内三方平石

一 二石名

此石名三石石内三方平石  
此石名三石石内三方平石

一 二石名

此石名三石石内三方平石  
此石名三石石内三方平石

一 二石名

此石名三石石内三方平石  
此石名三石石内三方平石

一 二石名

此石名三石石内三方平石  
此石名三石石内三方平石

此石名三石石内三方平石

此石名三石石内三方平石

此石名三石石内三方平石

此石名三石石内三方平石

一 二石名

此石名三石石内三方平石

此石名三石石内三方平石

何村

田方







一 二七五石五斗

七石

二七五石五斗

二石

二七五石五斗

田方

御田或る四石七斗五升五勺  
三斗七升五勺

一 二七五石五斗

七石

二七五石五斗

二七五石五斗

物方

御田或る五石七斗五升五勺  
二斗七升五勺

御田或る五石七斗五升五勺  
二斗七升五勺

御田或る五石七斗五升五勺  
二斗七升五勺

上田 三石  
上斗 十石

上畑 三石  
上斗 十石

右 上斗 三石  
他 七斗 五升



此の田畑の遠近の事... 一畝に...

上田上 中ノ上 中トノ上 トト  
上ノ上 中ノ上 中トノ上 トト

右を右指し... 斗代...

山川野原中後言の終り

一 所系中後山川... 斗代...

終り... 斗代...

けり別

上畑 何後所  
中畑 何後所  
下畑 何後所  
右畑 何後所

又同右の...



右の如く地のあるは十一石の如く地は半石半石にして  
地と云ふは十石以上一石の如く地は十石以上一石の如く  
と云ふ地のあるは十石以上一石の如く地は十石以上一石の如く  
不承しそ早後を後ふいし知たしといふ地は十石以上一石の如く  
地と云ふは十石以上一石の如く地は十石以上一石の如く  
地と云ふは十石以上一石の如く地は十石以上一石の如く

一 續和漢名教云 本邦鄙来地永樂錢貫教幾内  
近国稱百貫者充十石之地東遠國百貫有  
當八百石者有當七百石者或當六百石者蓋来地  
近京都及廣邑則運送容易而穀價貴故錢教漸  
多遠来地有僻遠則運送艱難而穀價賤故錢教漸少

遙如奥列古者以十貫充百石今世以五貫充百石五十  
貫充十石是近世河渠漸開而舟楫之利濟不通之  
故也

田屋梅平水言はるる事ある事ありしを以て  
水言はるる事ありしを以て水言はるる事ありしを以て  
水言はるる事ありしを以て水言はるる事ありしを以て  
水言はるる事ありしを以て水言はるる事ありしを以て  
水言はるる事ありしを以て水言はるる事ありしを以て  
水言はるる事ありしを以て水言はるる事ありしを以て  
水言はるる事ありしを以て水言はるる事ありしを以て  
水言はるる事ありしを以て水言はるる事ありしを以て  
水言はるる事ありしを以て水言はるる事ありしを以て  
水言はるる事ありしを以て水言はるる事ありしを以て  
水言はるる事ありしを以て水言はるる事ありしを以て







工着岸スルハ是満蒙ノ徳分タルヘシト仰下サ  
レケレハ船中ノ賤宝不残トメ唐人ニハ帰唐ノ  
日ツモリ其余分ヲ考テ糧米味塩薪等其外色  
々アタヘテ帰船セサセラレケリ

抄クニ中相宗資通判明徳ノ事ヲ云ナド年ニ忘レテ  
備クニ是如クハ事ヲ云ナドハ信取ル事ト云ナド

其後満蒙評定シテ苦ヲ永樂錢同東ニ此錢ヲ  
以賣買スヘシト裁シテ領テ法ヲ定永樂錢ヲ用テ  
ル然ルニ此錢年ヲ経テ後天文十九年ノ頃ハ同  
東諸民凡永樂錢ニ無ト云惡錢ヲ文ヘテ同直段  
ニ用シカハ賣買市町カノ惡錢ヲ論シ争鬪出集

タリ教書按ニ此頃同東ハ永樂ヲ貴テ京錢ヲス  
ヘテ無ト云ト見ヘタレ凡近頃今條記ヲ見レハ慶  
長十一年七月廿三日ノ令ニ云下總國佐倉ヨリ東ニ  
テ保シ錢トリマリ仕ヘカラヌワレ錢欠錢薪惡  
錢撰ミ不可申候ト是ニテ見レハ同東ニテ此頃蜜  
惡錢ヲ鑄ル成ヘシ又寛永二年八月廿七日ノ令ニ  
云大欠破錢カタナシコ口錢新無鉛錢七六錢ヲ正  
ラムヘカラス若有之候カ若又又ラヒ候モノ又六  
錢押テ遺候者アテハ其面欠印ヲ可押トアレ  
ハ惡錢色々アルヲ明ナリ然ハ同東ニテハ京錢ヲ  
ヨヒコノ錢等ヲ惣テ無錢ト云ト見タリ京



錢トハ西土ヨリ渡タル歷代ノ本朝宝貨通用  
事畧ニ朋ノ太宗ノ時鹿苑院公方義滿(送シテ  
永樂錢我國)  
来リ始トス  
天文ノ来北條氏康八列ヲ下知セシ故家臣山角  
信濃守定信笠原越前守康朝等ヲ招テ氏康  
評シケルハ島目ニ品々アレ氏永樂錢スクレタルヘ  
シ自今ハ他錢ヲ用ヒス國東ハ一等ニ永樂錢ヲ  
十八民争鬪止ヘシ高賣ノイトニラワイマスモ  
無益ナルヘシトテ右ノ趣ヲ高札ニ立メリ是ヲ  
リ後ハ永樂錢ヲワカイテ鋳ヲ出シケル故鋳ハ  
自ヲ拾リテ上方ヘ上リシ故ニ此後ハ鋳ヲ京錢

ト申セトカマ其後同東ハ天正十八年七月十一  
日北條家滅シテ東ハ列ハ 徳川殿ノ預リト成  
ル其後同ケ原陳以後慶長九年正月ヨリ書  
永樂錢ヲ用ヒケリ然凡一向鋳ヲ捨ヘキニアラス  
トテ總四錢ヲ以永樂一錢ヲ代リトス去凡其錢  
ノ善惡ヲ撰テ六ヶ鋪アリシカハ 神祖慶長十  
一年十一月八日大久保相模守忠隣本多佐渡  
守正信等ニ命セラレテ永樂錢ヲ停止シ鋳斗  
ヲ用ヘシト武州江戸日本橋ニ高札ヲ建ニ是  
ヨリナカク永樂錢スタレリ

敦書按

此時永樂錢ヲ止メタルニヨリテ此後ハ  
諸錢トヒトシクワカウト見ヘタリ









*[Faint, illegible handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*



